

「ふくしま健康経営優良事業所」ロゴマーク使用規程

(趣旨)

第1条 「ふくしま健康経営優良事業所」ロゴマーク使用規程（以下、「本規程」という。）は、「ふくしま健康経営優良事業所」ロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という。）を使用するに際して、遵守すべき事項を定めるものとする。

(権利)

第2条 ロゴマークに関する一切の権利は福島県（以下、「県」という。）に属する。

(定義)

第3条 ロゴマークは、別紙に掲げるものとする。

(使用範囲)

第4条 ロゴマークは、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合のみ使用することができる。

- (1) 「ふくしま健康経営優良事業所」に認定された事業所が、認定の有効期間において、認定されていることを広報等するために使用する場合
ただし、認定の有効期間の満了又は認定の取消等により、「ふくしま健康経営優良事業所」としての地位を喪失した場合は、その事実が発生した日以降、ロゴマークを使用することはできない。
- (2) 国の行政機関、地方公共団体及び「ふくしま健康経営優良事業所認定実施要綱第3条」に定める保険者が使用する場合
- (3) 報道関係機関が報道目的で使用する場合
- (4) その他福島県知事が適当と認める場合

(使用届出)

第5条 ロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめ「ふくしま健康経営優良事業所」ロゴマーク使用届出書（様式第1号）を福島県知事に提出しなければならない。ただし、前条第2号及び第3号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(使用基準)

第6条 ロゴマークは、次の基準に基づき使用することができる。

- (1) ロゴと文字を一体として使用する
- (2) 色を変更しない（モノクロでの使用は可能）
- (3) 縦横比率を変更しない
- (4) 別の模様や記号等を書き加えたり、取り除いたりしない

2 ただし、次に掲げる事項に該当する場合は、使用することができない。

- (1) 提供する商品やサービスの販売促進等を目的として、その品質を担保・証明するために利用されるおそれがある場合、または消費者等に対し、そのような誤解を与えるおそれがある場合
- (2) 特定の政治、思想、宗教、募金等の活動のために利用されるおそれがある場合
- (3) 法令や公序良俗に反するおそれがある場合
- (4) その他、県が不適切と認める場合

(使用料)

第7条 ロゴマークの使用料は無料とする。

(使用の中止等)

第8条 県は、ロゴマークについて、本規程に違反した使用や不適切な使用が認められた場合、その使用者に対して、使用の中止や使用した物品の回収等を求めることができる。

- 2 県が前項の措置を講じた場合、使用者は、直ちにその措置に従わなければならない、その使用者は、その後、ロゴマークの一切の使用を認められない場合がある。

(損害賠償等の責任)

第9条 ロゴマークの使用に関し、県は損害賠償等の一切の責任を負わない。

- 2 使用者は、ロゴマークの使用により第三者に損害を与えた場合は、これに対する全責任を負う。
- 3 使用者は、ロゴマークの使用に際して、故意又は過失により県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。

(規程の改定)

第10条 本規程は、事前の通知なく、必要に応じて改定される場合がある。

附 則

本規程は、令和4年3月23日から施行する。

本規程は、令和6年12月1日から施行する。

(別紙)

ふくしま健康経営「長期」優良事業所のロゴマーク



ふくしま健康経営優良事業所のロゴマーク



「ふくしま健康経営優良事業所」ロゴマーク使用届出書

年 月 日

福島県知事 様

住 所：

団体・企業名：

代 表 者 名：

「ふくしま健康経営優良事業所」ロゴマークの使用について、下記のとおり届け出ます。

なお、使用に当たり、「ふくしま健康経営優良事業所」ロゴマーク使用規程を遵守するとともに、同規程に違反した不適切な使用が認められた場合は、直ちに県の措置に従います。

記

ロゴマーク 種別	<input type="checkbox"/> ふくしま健康経営「長期」優良事業所 <input type="checkbox"/> ふくしま健康経営優良事業所	
使用目的		
使用方法 (物品・場所等)		
使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
担当者連絡先	所属・氏名	
	電話番号	
E-mail		

※使用イメージが分かる完成見本等があれば添付してください。

※使用期間は、認定事業所にあつては、認定期間の範囲内で記入してください。

※ロゴマークは、原則、上記のメールアドレス宛に画像データでお送りします。